

別紙第2 勧告

本委員会は、報告に述べた見解に基づき、職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年茨城県条例第6号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年茨城県条例第9号）及び職員の退職手当に関する条例（昭和38年茨城県条例第1号）を次のとおり改正するよう勧告する。

I 平成17年4月の公民較差等に基づく給与改定のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

(ア) 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を216,000円とすること。

(イ) 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職員の職にあるものに対する支給月額の限度を50,000円とすること。

イ 扶養手当

配偶者に係る手当の月額を13,000円とすること。

ウ 通勤手当

交通用具使用者に係る通勤手当については、職員の給与に関する条例第12条第2項第2号の規定による現行の算定に替えて、より通勤距離等の実態を反映したものとするよう、所要の改定を行うこと。

エ 期末手当・勤勉手当及び期末特別手当

(ア) 平成17年度の支給割合

a 平成17年12月に支給される期末手当・勤勉手当の支給割合を2.35月分とし、同月に支給される期末特別手当の支給割合を1.75月分とすること。

b 再任用職員については、平成17年12月に支給される期末手当・勤勉

手当の支給割合を1.25月分とし、同月に支給される期末特別手当の支給割合を1.0月分とすること。

(イ) 平成18年度以降の支給割合

- a 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.725月分（特定幹部職員にあっては、それぞれ0.925月分）とし、12月に支給される期末特別手当の支給割合を1.75月分とすること。
- b 再任用職員については、12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.4月分（特定幹部職員にあっては0.5月分）とし、6月及び12月に支給される期末特別手当の支給割合をそれぞれ0.85月分及び0.95月分とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

12月に支給される期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当

12月に支給される期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

4 改定の実施時期等

1から3までの改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施することを基本とすること。ただし、1の(2)のウ及びエの(イ)については、平成18年4月1日から実施すること。

なお、実施に当たっては、平成17年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る公民較差相当分を調整するため、人事院勧告の趣旨を踏まえた所要の措置を講ずること。

5 職員の退職手当に関する条例の改正

国に準じて、職員の退職手当に関する条例について早急に所要の改正をすること。

II 給与構造の改革のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

I の 1 の(1)による改定後の給料表を別記第 4 のとおり改定すること。

新給料表への切替えは、別記第 5 の切替要領によること。

(2) 昇給制度について

昇給制度について、次のように改めること。

ア 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前 1 年間におけるその者の勤務成績等に応じて、人事委員会規則の定めるところにより行うものとすること。

イ 昇給における号給数については、国の改定内容を踏まえ他の都道府県の動向に留意しつつ、本県の実情を考慮して、決定すること。

ウ 職員は、その属する職務の級における最高の号給を超えて昇給しないものとすること。

エ 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならないものとすること。

(3) 地域手当

ア 職員の給与に関する条例第11条の 2 の規定による調整手当を、地域手当に改めること。

(ア) 地域手当は、県内にあっては全域に、県外にあっては国に準じて人事委員会規則で定める地域に在勤する職員に支給すること。

(イ) 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に 100 分の 3 の支給割合を乗じて得た額とすること。

ただし、(ア)の人事委員会規則で定める地域に係る地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、国に準じて定める地域手当の級地の区分に応じた支給割合を乗じて得た額とすること。

(ウ) (ア)の人事委員会規則で定める地域に係る地域手当の級地は、人事委員会規則で定めること。

イ 職員の給与に関する条例第11条の3の規定による調整手当を、地域手当に改め、国の支給級地区分の1級地及び2級地に係る地域以外の地域に在勤する医師又は歯科医師の資格を有する者をもって充てる職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められるもので人事委員会規則で定める職員の職にある者には、当分の間、アにかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た月額の地域手当を支給すること。

ウ 地域手当を算出基礎とする給与及び地域手当と調整を要する給与の範囲等については、調整手当における取扱いと同様とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

I の2の(1)による改定後の給料表を別記第6のとおり改定すること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

I の3の(1)による改定後の給料表を別記第7のとおり改定すること。

4 改定の実施時期

1から3までの改定並びに5の(1)及び(2)については、平成18年4月1日から実施すること。

5 経過措置

(1) 差額の支給

ア 1から3までの改定後の給料表の適用の日（以下「切替日」という。）における給料月額が切替日の前日において受けている給料月額に達しない職員に対しては、その者の受ける給料月額が同日に受けている給料月額（給料表の適用を異にして異動した場合その他の人事委員会の定める事由に該当する場合にあっては、人事委員会の定める額。以下「切替前給料月額」という。）に達するまでの間、切替前給料月額とその者の受ける給料月額との差額に相当する額を支給すること。切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情を考慮して上記の差額に相当する額の支給を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員

についても、これに準じて差額に相当する額を支給すること。

イ アの差額に相当する額は、職員の給与に関する条例の規定の適用については、同条例に規定する給料に含まれるものとすること。

(2) 地域手当の支給割合の特例

平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間における地域手当の支給割合については、1の(3)のアの(イ)中「支給割合を」とあるのは「支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を」とし、1の(3)のイ中「100分の15」とあるのは「100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とすること。

(3) その他所要の経過措置

(1)及び(2)に掲げるもののほか、この改定の実施に当たっては、国に準ずることを基本としつつ、本県の実情を考慮して、所要の経過措置を講ずること。